

福島県過疎・中山間地域振興条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策(第七条—第十二条)

第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進(第十三条—第十七条)

第四章 委任(第十八条)

附則

福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。

しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、耕作放棄地の増大、森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。

こうした状況の下、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることが重要な課題となっている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の振興を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第二条に規定する山村
- 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 三 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

四 前三号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域
(平一七条例一四〇・一部改正)

(基本方針)

第三条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考えに基づき、その地域に居住する住民(以下「住民」という。)の自主的かつ主体的な取組の促進が図られなければならない。

2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備が図られるとともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくりが図られなければならない。

3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業の魅力が高められるとともに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、自立と共生による安定した生活ができる地域づくりが図られなければならない。

4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が見いだされることにより地域間交流が促進され、県民の相互理解が深められるとともに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。

5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文化の継承並びに地域づくりの担い手の育成が図られなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本方針にのっとり、国と連携し、かつ、過疎・中山間地域を有する市町村(以下「市町村」という。)の自主性を尊重し、過疎・中山間地域の振興に努めるものとする。

2 県は、国に対して過疎・中山間地域の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域が有している多面的かつ公益的な機能について、県民の共通理解が得られるよう努めるものとする。

4 県は、住民が自主的かつ主体的に地域の課題の解決に取り組むために必要な情報の提供等の支援に努めるとともに、その課題の解決に向けた住民からの提案を積極的に受け入れるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の振興に関する施策を、計画的に実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の振興への協力とその取組への参加に努めるものとする。

第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策

(生活基盤等の整備促進)

第七条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路の整備及び維持、上水道及び下水道等の整備並びに情報通信基盤の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、安全で安心な生活を確保するため、治山、治水及び防災に係る機能の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び福祉の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(産業の振興)

第八条 県は、過疎・中山間地域において、自然環境と調和した農林水産業及び地場産業等の振興を図るため、新たな特産品の研究開発の取組を支援し、並びにその消費及び利用促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び多様化を図るため、県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域間交流と連携の促進)

第九条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に係る資源の開発並びに地域の主体的な交流及び連携の事業の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域におけるグリーン・ツーリズム(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第一項に規定する農村滞在型余暇活動及び同条第二項に規定する山村・漁村滞在型余暇活動をいう。)等の地域活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成等)

第十条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める担い手の育成を図るため、定住の促進、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域に根差した伝統及び文化を尊重し、それらの維持、継承及び再生を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(持続可能な地域社会の実現等)

第十一条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、過疎・中山間地域において、自然エネルギーの研究開発への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民の自然環境に対する理解を深めるため、過疎・中山間地域の自然を活用した環境に関する教育的な取組その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の措置)

第十二条 第七条から前条までに掲げるもののほか、県は、過疎・中山間地域の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進

(地域づくり計画の策定)

第十三条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体(以下「集落等」という。)は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の振興を目的として、地域の実情を反映し

た地域づくりに係る計画(以下「地域づくり計画」という。)を策定することができる。

(集落等に対する支援)

第十四条 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の模範として適当と認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。

2 県は、集落等が地域の振興に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは、当該事業に対して支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十五条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を関係部局の緊密な連携の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十七条 知事は、毎年、福島県議会に、過疎・中山間地域の振興について講じた主な施策に関して報告しなければならない。

第四章 委任

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。